

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100060	保安林の制限行為の緩和	森林法第34条第5項	保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。	保安林の間伐において、作業路開設に伴う土地の形質変更許可申請を不要とする。	保安林の間伐する場合、皆伐などの施業とは異なり間伐率が制限されている。このため、間伐届けを市へ、作業路開設の土地の形質変更許可申請を県へおこなう必要がある。間伐施業を迅速に進めるために、この形質変更許可申請を不要とする。	C	—	保安林では、水源のかん養や土砂の流出防止といった指定の目的に即してその保安機能を永続的かつ十分に発揮させるため、土地の形質を変更する行為には、都道府県知事の許可を受けることが必要とされている。この許可にあたっては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の各観点から、許可基準を満たすか否かが審査を行い、保安林の指定目的に即して保安機能を十分に発揮する上での支障がないか具体的に検討し、判断することとなる。 提案のとおり、保安林内の形質変更許可申請を不要とした場合、許可基準を満たさない土地の形質変更行為も容認することとなり、結果として著しく保安機能が失われ、災害が発生する等、保安林の指定の目的の達成に支障を来すおそれがあることから適当ではない。 なお、形質変更許可に係る審査に当たっては、迅速に処理を進めるため、審査に要する標準的な期間を定め、期間内に適正な処理を行うよう都道府県に対し要請しているところ。						1 0 4 0 4 0	新見市	岡山県	農林水産省	
100070	地方競馬 新勝馬投票法 導入特区	競馬法第6条、第22条、競馬法施行規則第6条、第45条第2項 (昭和29年9月13日農林省令第55号)	競馬の勝馬投票法の種類(馬券の種類)は、競馬法及び同法施行規則において限定されており、5つ以下の競走の一着馬を全て約させる投票法は認められているが、6つ以上の競走については認められていない。	地方競馬における勝馬投票法として、新たに「七重勝単勝式」を導入するもの	佐賀競馬は大幅な経費削減および各種方策による収入確保に取り組んでいる。しかし、佐賀競馬の経営状況は許容のレンジの多様化や景気の低迷による勝馬投票券の発売額の大規模な減少をうけ、依然厳しいものがある。このような中、平成17年12月から取り組んだインターネット発売(在宅投票)は、唯一、順調に推移している。発売総額に占めるシェアも、導入後4年余り(平成21年度決算)で約14.9%となるなど急拡大をしており、ICTを活用した取組は、今後収益の柱の一つとなる可能性があるものと考えられる。このため、今年1月からは新たに勝馬投票法「五重勝単勝式」(制度改正は平成17年)を導入し、佐賀競馬の魅力づくりに取り組んでいるところであるが、佐賀競馬場固有の特性(競馬場のカーブが小回りであり、かつ直線部分が短く、順位変動が起こりにくい(特にレース後半)ため、比較的、勝馬投票が的中しやすい傾向があること)から、この投票法も、導入当初に見込んでいたような魅力ある商品にはなっていない現状がある。このようなことから、佐賀競馬において、新たにインターネットを活用した「七重勝単勝式」を導入することにより、インターネットユーザーに対し、五重勝よりもキャリア・オーバーなどの魅力の多い新種式を提示することで、従来の競馬ファンを惹きつけるとともに、新たな競馬ファンを獲得(バイを増やしていく)し、今後の佐賀競馬の活性化と収益確保への活路を見い出していきたいと考えている。	C	—	複数の競走の1着馬を全て的中させる勝馬投票法(重勝式勝馬投票法)は、平成16年の競馬法改正で新たに認められ、平成22年1月から地方競馬主催者(現在16主催者)のうち、佐賀競馬を含む7主催者がインターネットを利用してした五重勝単勝式の馬券発売を開始し、未年春には、日本中央競馬会(JRA)も同様に開始予定である。 今回提案のあった七重勝単勝式は、五重勝単勝式と比べ重勝の的中率が低く、払戻金も固有の特性からキャリア・オーバーの発生率が全国最低、また射率心を左右する最高値も一口あたりの払戻金、キャリア・オーバー一額とも最低程度であり、地方競馬どまりの佐賀競馬に七重勝を導入しても過度に射率心を煽ることはないと考えられる。佐賀競馬の経営は現在瀬戸際にあり、七重勝導入で収入確保の端緒を見出した。	右提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、再度回答願いたい。		Ⅲ			1 0 4 0 5 0 2 0	佐賀県	佐賀県	農林水産省	
100080	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する認可の基準」	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	四国では、動物感染症や人獣共通感染症対策のみならず、食の安全・安心の確保を図るうえで重要な役割を担う獣医師が不足しており、その確保が喫緊の課題となっている。そこで、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を新設して獣医師養成・感染症対策及び食の安全の確保を図る。一方で、動物・獣医療関連の企業誘致を促進して地産産品のコラボーにより新産業を創造し、地域活性化を促す。 (提案理由) 全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一口蹄疫などの感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全確保等を通じ、政府が「新成長戦略」において掲げる健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられる。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生するため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。なお、獣医師養成は6年間を必要とする高度専門職人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもち大学全体の課題としてきたことと併せて、獣医師養成機関の空白地域であり、今後更なる獣医師不足が予想される四国における獣医師養成の充実が喫緊の課題である。よって、四国地域に産業動物系コースや研究者養成コース、地域入学生定員枠を設けた高い水準の大学を設置し、地域人材を養成しようとする本提案は、国の方針にも沿うものとする。	E	—	当省としても、産業動物獣医師の確保及びその質の向上は極めて重要な課題と考えており、臨床実習の質・量の充実等、産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文部科学省に対して配慮をお願いしているところ。 ただし、当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	産業動物系獣医師の不足はもとより、獣医師全体の役割の高まりの中で、獣医師の増員が必要であると考えが貴省の見解はどうか。	E	Ⅰ		1 0 6 8 0 0	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省	
100090	市街化調整区域における農振除外手続の簡略化	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、農田的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり他に代替地がない等の要件に加え、国の補助等による土地改良事業の受益地については、当該事業の効果を一定期間確保するため、事業完了後8年を経過している場合に限り行うことができる。	農振除外手続の際に、一定の要件を満たす場合には、規制を緩和する。	一団の農地の中央部を北陸幹線が南北に分断して開通することによって、効率的な営農が困難になる。 このため、従来より、現在市街化調整区域となっている当該農地について、有効な土地利用並びに地域の活性化を計画している。 ところが、当該農地で、農振除外届を出す際に、「土地改良法に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の設置又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるもの施行に係る区域内にある土地であるため、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとする。」との規制がある。 昨今の経済情勢並びに土地利用、また、耕作者の高齢化を考慮した場合、この期間を短縮する等の柔軟な対応を求める。	C	—	農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として農用地区域からの除外を行う場合には、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり他に代替地がない等の要件を満たす場合に限り行うことができる。 また、土地改良事業等の受益地において農用地区域からの除外を行う場合は、公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとされている。 このため、御提案のように国の補助等による土地改良事業が完了して限らない農地を農地以外の土地利用するため、農用地区域からの除外要件を緩和することとし、公共投資の効用の確保が困難とならないこととし、生産性の高い優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、「一団の農地の中央部を新幹線が南北に分断して開通し、効率的な営農が困難になるところについては、地域の実情を勘案して市町村が選定等への支障等を判断して対応することから、市の農振制度担当部局に御相談された。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	農地を農用地区域から除外する際の要件については承知しているところであるが、当該農地においては以下の経緯があるため、再度の検討を願うものである。 ①新幹線の線路(高架橋)が竣工してあることとされている。 ②直接の土地改良事業が実施された農用地ではなく、排水路改修事業の受益地として指定を受けた。 ③外周の幹線道路建設のみ、事業実施前に開発がなされ、中央部に不整形な農地が残存し、効率的な営農が困難な地理状況である。 ④営農者においても、地域の活性化を図るべく早急な対応を望んでいる。 ⑤外周の幹線道路建設のみ、事業実施前に開発がなされ、中央部に不整形な農地が残存し、効率的な営農が困難な地理状況である。 ⑥営農者においても、地域の活性化を図るべく早急な対応を望んでいる。 ⑦外周の幹線道路建設のみ、事業実施前に開発がなされ、中央部に不整形な農地が残存し、効率的な営農が困難な地理状況である。 ⑧営農者においても、地域の活性化を図るべく早急な対応を望んでいる。 ⑨外周の幹線道路建設のみ、事業実施前に開発がなされ、中央部に不整形な農地が残存し、効率的な営農が困難な地理状況である。 ⑩営農者においても、地域の活性化を図るべく早急な対応を望んでいる。	C	Ⅰ		1 0 6 8 0 0	高山市	高山市	農林水産省	
100100	森林組合法第9条で規定されている森林組合事業の特例措置	森林組合法第9条第1項、第2項	森林組合は、 ・組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売 ・組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員が行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置 の事業を行うことができるとされている(森林組合法第9条第2項第3号及び第5号)。	現行法で規定されている森林組合活動事業については、農業生産活動は認められていないことから、現行法の目的を逸脱しない場合には、農業生産活動を可能とする	本町総面積の約90%が森林で占められています。森づくりは長い歳月を要し、様々な施業と経費を要する一方、木料価格の低価格から採算性が低い状況です。このため、森林所有者の森林整備意欲は低下しており、未施業林地や皆伐後の無立木地の増加が懸念されています。森林組合は、森林所有者の林業経営の安定及び向上と組織から伐採、伐採から組織といった循環型の森づくりを進め、森林保全と増進の取り組みを担っていかねばならないと考えています。そのため、今まで捨てられていた林地残材のビンテージ化に取り組み木材に新たな付加価値を生み出し、林業経営の安定化に取り組んでいます。また、平成20年度に「木質バイオマス利用のハウス栽培事業化調査」を実施し、木質バイオマスボイラーを利用したペーパードライヤー温室ハウス栽培事業について検討しました。現在の林地残材の燃料化は、燃料の供給量に対して需要がないなど供給と需要のバランスに課題があり、木質ボイラーを利用したペーパードライヤー温室ハウス栽培を実施することにより、需要の確保が図られる上、ハウス栽培から生じる収益も森林整備に還元し、森林所有者の森林整備負担の軽減を図り、森林整備へ繋げていきたいと事業立案しました。しかし、その担い手として考えていた森林組合は森林組合法第9条第1項及び第2項で規定されている森林組合活動事業において、農業生産活動を認められていないため、本事業を実施できません。このため、森林組合法の特例を受け、本事業を森林組合が実施すること、森林所有者の森林整備のコスト軽減と民有林の保全及び増進を図り、循環型の森づくりを目指します。	D	—	森林組合法第9条第2項第3号及び第5号において、森林組合は、組合員の行う農業生産活動に必要な共同利用施設(物的施設だけでなく人的施設も含む。)の設置事業及び組合員の生産する農産物の運搬、加工、保管または販売の事業を行うことができるとされており、同号の運用により対応可能。 なお、森林組合法第9条第1項及び第2項の運用により対応可能。 右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	森林組合法第9条第2項第3号及び第5号において運用により対応可能と回答いただきましたが、本事業は、森林保全及び増進並びに森林所有者の林業経営の安定向上を目的として、森林組合が実施主体として事業実施を行うこととしております。本事業から生じる収益は、組合員への造林事業助成等、森林整備へ繋げていく考えです。回答いただきました各号等では、「組合員が行う」という限定がされていますが、その部分が適用されず、森林組合が直接事業を実施して、本事業を取り進めたいと理解でよろしいか。	D	Ⅰ		1 0 8 1 0 0	南富良野町	北海道	農林水産省		